



税務・労務に役立つ NEWS LETTER

事務所通信

発行：舘崎税理士・社会保険労務士事務所

〒042-0915 函館市西旭岡町 3-44-6

TEL 0138-85-8436 FAX 0138-85-8437

e-mail tatezaki_kaikei@lake.ocn.ne.jp

7
2022

いつもお世話になっております。

本格的な夏の前に木々の緑が色濃くなってまいりました。

蒸し暑い日が続いておりますが、お体ご自愛下さい。

それでは、今月の事務所だよりをお届けします。

改正情報

令和4年以降適用となる雑所得の改正点

「人生100年時代」を迎え、就労形態などが多様化・流動化してきていると言われております。令和2年度の税制改正でもシェアリングエコノミー等の新分野の経済活動が広がりを見せていることや、それにより増加した兼業・副業を行う給与所得者等への対応の指摘があり、雑所得の改正が盛り込まれていました。令和4年分の所得税から適用される改正であるため、すぐに対応しなければならない可能性のある改正点が二つあります。

1. 「雑所得を生ずべき業務に係る雑所得」を有する者の取引関係書類の保存義務

・・・その年において雑所得を生ずべき業務を行う居住者等で、その年の前々年分のその業務に係る収入金額が300万円を超えるものは、その業務に関して作成し、又は受領した請求書、領収書その他これらに類する書類（現預金の入出金に関するもの）を保存しなければならない（所法232②、所規102⑦）。

2. 雑所得を生ずべき業務に係る確定申告書の添付書類

・・・その年において雑所得を生ずべき業務を行う居住者でその年の前々年分のその業務に係る収入金額が1,000万円を超えるものが確定申告書を提出する場合には、その雑所得に係るその年中の総収入金額及び必要経費の内容を記載した書類を当該確定申告書に添付しなければならない（所法120⑥）。

確定申告書の雑所得の収入記載欄は、この改正に合わせて令和2年分以降のものから「公的年金等」「業務」「その他」に区分されており、この「業務」欄に記載されるべき収入金額で上記の改正内容の義務を判断することになります。

ただし、どのような雑所得がこの「業務」に該当するかの判断規定はありません。国税庁のサイトや申告の手引き等を見ると、「業務」は「原稿料、講演料、またはシェアリングエコノミーなどの副収入」、「その他」は「生命保険年金、暗号資産取引」などの記載があり、こうした表示から金融関連所得以外の営利目的の行為から生ずる所得などはこの「業務」に該当するものと想定できますが、判断に迷う形態の所得があることも当然に考えられるため、ある程度の区分基準の明示が望まれるところです。その年の前々年の収入金額で判断するため、令和2年分の確定申告書において「業務」欄を使用している場合には、早急に収入金額の確認をしておくことが賢明です。